

神戸山手大学・神戸山手短期大学 研究費使用に係る不正防止計画

平成 19 年 10 月 23 日制定

(趣旨)

第 1 条 神戸山手大学及び神戸山手短期大学(以下「本学」という。)では、研究者が、研究費の源泉が学生納付金、国及び地方公共団体からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費を適正かつ効率的に使用するよう、不正防止計画を策定するものとする。

(不正の抑止)

第 2 条 学長は、「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因を除去し不正発生の抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図る。

(ルールへの周知)

第 3 条 学長は、毎年 9 月に全教職員対象で公的研究資金及び競争的研究資金等(以下「研究費」という。)に係る事務処理手続及びその適正な運営と管理に関する説明会を実施し、各種ルールの周知及び徹底を図る。

(防止計画)

第 4 条 不正防止計画の推進は、不正防止計画推進部署が取扱い、学長の命により、不正防止計画実施の状況確認(モニタリング)を定期的に行うこととする。

2 監査については、公的研究費の内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。

(物品の購入)

第 5 条 研究費で物品等を購入する場合は、検収確認窓口において納品の事実を確認し、納品書と消耗品以外の物品に検収印を押印する。

2 備品(1 件 10 万円以上)、印刷製本費等は複数の業者から見積りを取り、見積書は当該年度終了後又は当該研究期間終了後 5 年間保管するものとする。

3 検収確認窓口を持参できない大型の備品等は、検収担当者が当該部署まで出向し、検収確認業務を行う。

4 検収印を押印できない備品には、検収シールを貼付する。

5 検収印の押印された納品書の添付がない支払依頼は、支払いを行わない。

6 研究者は不正防止計画推進部署の求めがあれば、購入した物品の内部監査を受入れなければならない。

(旅費)

第 6 条 研究費から、旅費交通費を使用する場合は、神戸山手学園旅費規則を適用するものとする。

2 出張届には、目的の裏づけや学会の案内、招聘書等があれば必ず添付することとし、発表を伴う学会の場合は、当該学会終了後、速やかにプログラム(コピーで可)を検収確認窓口へ提出しなければならない。

3 可能な限り利用交通手段の裏づけとなる証憑書類を、また、宿泊先領収書等の信憑書類を必ず出張届に添付するか、又は検収確認窓口へ提出しなければならない。

4 学外の研究協力者への旅費支払いの場合も、神戸山手学園旅費規則を適用し、学内研究者と同様に証憑書類等を提出するものとする。

(研究協力者の雇用)

第7条 研究費で研究協力者等を雇用する場合は、神戸山手学園臨時職員就業規則、神戸山手大学ティーチングアシスタント取扱規程等の諸規則に準じて取り扱うものとする。

2 研究者は研究協力者雇用申請を本学事務局長（以下「事務局長」という。）へ提出し、本学と当該研究協力者との間で雇用契約を締結するものとする。

3 当該研究協力者の出勤簿は、大学においては共同研究室に、短期大学においては研究者が所属する学科の合同研究室に設置するものとし、当該研究室の学科付職員が研究協力者の出勤時に必ず出勤簿への押印を確認し、退勤時には勤務時間の記入を確認する。

4 研究協力者の出勤及び退勤が、学科付職員の勤務時間外の場合は、研究者が予め事務局長へ届出ることとする。

5 各月末に出勤簿を検収確認担当者が検収する。

6 本学の学生を研究協力者として雇用する場合であっても、雇用契約は必ず締結するものとする。

(不正使用)

第8条 検収確認窓口は、定期的に収支簿、出勤簿等の検収を行い、当該研究が計画どおり遂行されているかを確認し、予算の執行等に疑義が生じた場合は、学長及び事務局長へ連絡し、学長は速やかに当該研究者への内部監査を実施するものとする。

2 不正使用に対する通報や告発があった場合は、研究活動上の不正行為への対応に関する規程に基づき対応するものとする。

3 内部監査の結果、不正使用が明らかとなった場合は、その事案を文部科学省に報告するとともに、当該研究の廃止を届出たうえで配分された研究費を全額返還し、当該研究者に対し使用した研究費と同額を損害賠償として求めるものとする。

4 納品、請求等を含む不正取引が判明した業者に対しては、物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に基づき取引停止等の処分を行うものとする。

(個人研究費)

第9条 学内研究費である個人研究費の使用についても、本計画に準じた取扱いを実施するものとする。

(事務)

第10条 この計画に関する事務は、総務・企画課が取扱う。

附 則

この計画は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。